平成２５年（フ）第４０号
京都府舞鶴市字浜17番地の６
破産者　株式会社Ｆｒｏｇ
１　決定年月日　平成26年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１２５１号
福岡市博多区築港本町13番６号
破産者　株式会社櫻トレーディング
１　決定年月日　平成26年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵682番地３
破産者　有限会社野口建装
１　決定年月日　平成26年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５１号
福岡県久留米市東合川２丁目10番17―106号
破産者　東原　満徳
１　決定年月日　平成26年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１７７号
横浜市鶴見区梶山１丁目７番２号
破産者　大東工業株式会社
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８４号
横浜市緑区十日市場町831番地15、商業登記簿上の本店所在地横浜市磯子区森４丁目７番７号
破産者　有限会社ＡＩカンパニー
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４４号
新潟県長岡市新栄町２丁目８番20号
破産者　有限会社雅
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続廃止の取消決定確定及び廃止意見聴取等の期日

次の破産事件について、当裁判所は、当裁判所が平成26年６月12日にした破産手続廃止決定を取り消す旨の決定をし、同決定は平成26年６月30日に確定したから、次のとおり決定する。

平成２５年（フ）第３５９号
静岡県湖西市新居町中之郷3623番地の127
破産者　有限会社松本鉄工
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午後１時50分
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産終結

平成１５年（フ）第２５１号
石川県能美郡川北町字土室ヘ８番地
破産者　株式会社ムラオ・アンド・カンパニー
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
金沢地方裁判所小松支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５２号
長野県松本市大字笹賀5824番地５
破産者　有限会社ライフメイト
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７４０号
愛知県清須市西枇杷島町片町41番地
破産者　株式会社中根工務店
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７４号
名古屋市中川区草平町１丁目65番地
破産者　有限会社オガワ
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０５５号
大阪市港区市岡元町２丁目１番６号
破産者　有限会社金橋産業
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６４２号
大阪市西区江戸堀１丁目２番11号
破産者　株式会社東商
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４１号
大阪府東大阪市吉田下島14番７号、商業登記簿上の本店所在地奈良県葛城市尺土162番地１當麻リバティ参番館506号
破産者　株式会社クリーゼ
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８１号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁１番４号
破産者　株式会社京香堂
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
三重県鈴鹿市岸田町1093番地
破産者　村中　俊一
１　決定年月日　平成26年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０４号
鹿児島県阿久根市波留2117番地１
破産者　有限会社丸勝物流
１　決定年月日　平成26年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
福岡県久留米市合川町152番地４　エンゼルハイム久留米東303号
破産者　池末　吉隆
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４１８号
福岡市中央区唐人町１丁目10番１号
破産者　唐人町西地区再開発有限会社
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部